

令和 8 年 5 月 1 9 日
義務教育課教科指導係
連絡先：027-226-4615

令和 9 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準について

1. 令和 9 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準
2. 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書を採択する場合の基本的事項

令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

I 一般方針

- 1 義務教育諸学校における教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（以下「無償措置法」という。）の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の採択は教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 3 教科書採択に当たっては、公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書の採択について、協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設けること。
採択地区協議会は、採択地区内の市町村教育委員会の委員、教育長及び保護者代表等をもって構成すること。
- 5 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、選定に必要な資料、その他指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。
- 6 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科書を採択したときは、遅滞なく、当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由、その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めること。

II 採択の方法及び手続き

- 1 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書の採択について
 - (1) 令和9年度に小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書については、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択しなければならない。
 - (2) 採択地区協議会は、無償措置法第13条第5項の規定に基づき、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定する。
 - (3) 当該採択地区内の市町村教育委員会は、無償措置法第13条第5項の規定に基づき、採択地区協議会における協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならない。
 - (4) 採択権者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、採択の手続きをとらなければならない。
- 2 市町村立の併設型中学校及び中等教育学校の前期課程において使用する教科書の採択

について

- (1) 令和 9 年度に併設型中学校及び中等教育学校の前期課程において使用する教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和 8 年度使用教科書と同一のものを採択しなければならない。
 - (2) 教科書の選定に当たっては、校長は選定のための組織を設け、教育課程の編成及び運営について十分に配慮し、適切な教科書の選定を行い、当該市町村教育委員会教育長に申請する。
 - (3) 当該市町村教育委員会教育長は申請された教科書について、採択基準及び選定に必要な資料により検討の上、採択する。
- 3 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校において使用する教科書の採択について
- (1) 令和 9 年度に小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校において使用する教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書のうち、著作教科書及び絵本等の一般図書を採択する場合を除き、種目ごとに令和 8 年度使用教科書と同一のものを採択しなければならない。
 - (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合は、次のように行うものとする。
 - ア 選定審議会において審議された「学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書を採択する場合の基本的事項」及び県教育委員会の指導、助言等により、教科の主たる教材の内容を具備した教育上適切なものを採択すること。
 - イ 採択の手続きについては、上記 1 の(4)によること。
- 4 県立の中等教育学校の前期課程において使用する教科書の採択について
- (1) 令和 9 年度に中等教育学校の前期課程において使用する教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和 8 年度使用教科書と同一のものを採択しなければならない。
 - (2) 教科書の選定に当たっては、校長は選定のための組織を設け、教育課程の編成及び運営について十分に配慮し、適切な教科書の選定を行い、県教育委員会教育長に申請する。
 - (3) 県教育委員会教育長は申請された教科書について、採択基準及び選定に必要な資料により検討の上、採択する。
- 5 県立の中学校において使用する教科書の採択について
- (1) 令和 9 年度に県立の中学校において使用する教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和 8 年度使用教科書と同一のものを採択しなければならない。
 - (2) 教科書の選定に当たっては、校長は選定のための組織を設け、教育課程の編成及び

運営について十分に配慮し、適切な教科書の選定を行い、県教育委員会教育長に申請する。

(3) 県教育委員会教育長は申請された教科書について、採択基準及び選定に必要な資料により検討の上、採択する。

6 県立の特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書の採択について

(1) 令和9年度に特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書については、学校教育法附則第9条の規定による教科書のうち、著作教科書及び絵本等の一般図書を採択する場合を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択しなければならない。

(2) 教科書の選定に当たっては、校長は選定のための組織を設け、教育課程の編成及び運営について十分に配慮し、適切な教科書の選定を行い、県教育委員会教育長に申請する。

(3) 県教育委員会教育長は申請された教科書について、採択基準及び選定に必要な資料により検討の上、採択する。

(4) 学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、次のように行うものとする。

ア 選定審議会において審議された「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の基本的事項」等により、教科の主たる教材の内容を具備した教育上適切なものを採択すること。

イ 採択の手続きについては、上記(2)及び(3)によること。

7 義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科書の採択について

(1) 令和9年度に小学校、中学校及び特別支援学校の小学部、中学部において使用する教科書については、学校教育法附則第9条の規定による教科書のうち、著作教科書及び絵本等の一般図書を採択する場合を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択しなければならない。

(2) 学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、次のように行うものとする。

選定審議会において審議された「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の基本的事項」等により、教科の主たる教材の内容を具備した教育上適切なものを採択すること。

(3) 義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、無償措置法第10条の趣旨にそって、県教育委員会の指導、助言又は援助により適正な採択に関する事務を行うものとする。

Ⅲ その他

1 無償措置法施行令第15条の規定により、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、小学校においては、令和5年度に採択した教科書を、令和9年度まで4年間継続して採択し、使用すること。

また、中学校においては、令和6年度に採択した教科書を令和10年度まで4年間継続して採択し、使用すること。

ただし、次のような場合には、無償措置法施行規則第6条の規定により、当該期間中新たに採択することができる。

- (1) 当該教科書が発行されなくなった場合
 - (2) 採択地区が変更になった場合
 - (3) 採択地区内において市町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）、公立の併設型中学校、公立の中等教育学校が設置された場合
 - (4) 発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不正行為があったと認められる場合
 - (5) 検定審査不合格を受けたが再申請により、文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科書がある場合
- 2 令和8年9月1日以後において、新たに教科書を採択する必要が生じた場合、県教育委員会は、選定審議会の答申の趣旨に従い、適切に指導、助言又は援助を行う。
- 3 令和8年9月1日以後において、市町村合併に伴う採択事務及び需要数報告事務が生じた場合は、平成15年6月6日付、文部科学省初等中等教育局教科書課事務連絡「市町村合併に伴う教科書採択事務等について」に基づき、事務に遺漏の生じないようにすること。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の基本的事項

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する場合には、次の事項に留意する。
 - (1) 特別支援学校の小学部又は中学部において、特別の教育課程による場合で、当該学校 当該学年用の教科書を使用することが適当でない場合（学校教育法施行規則第131条第2項）及び当該学校当該学年用の教科書がない場合（同規則第135条第2項）には、文部科学省検定済教科書のうち当該学校下学年用のもの、文部科学省著作教科書のうち当該学校用以外のもの、又は一般図書（絵本等）を採択することができるものとする。
 - (2) 小学校、中学校又は義務教育学校の特別支援学級において、特別の教育課程による場合で、当該学校当該学年用の教科書を使用することが適当でない場合（同規則第139条）、現状においては、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書以外に適切な教科書を見出すことが困難な状況にあるので、文部科学省検定済教科書のうち下学年用のもの又は文部科学省著作教科書を採択することが望ましいものであること。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書のうち一般図書（絵本等）については、群馬県教育委員会作成の「一般図書一覧」から採択するとともに、次の事項に留意する。
 - (1) 特別支援学校の小学部・中学部の学習指導要領をよりどころとし、在籍する児童生徒の障害の種類や程度、発達段階を考慮し、個々の児童生徒の実態に即して採択すること。
 - (2) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代わるものとして採択されるものであるため、単に教材として有益適切というだけでなく、児童生徒の主たる教材として教育目標の達成上適切なものであること。

従って、教師用の図書、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑、辞書、練習帳、問題集、定期刊行物は適切でないこと。
 - (3) 上学年で使用する文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書との関連性を考慮するとともに、絵本等の間の系統性にも考慮すること。
 - (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。
 - (5) 無償給与の円滑な実施の見地から、絵本等の種類、点数、供給量及び発行者の所在地などについても考慮すること。（次年度も発行が継続されるかどうかも十分に確認すること。）
 - (6) 価格については、教科書無償給与予算との関係から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
 - (7) 国の予算上後期用を予定しないので、分冊本は採択しないこと。
 - (8) 造本等堅ろうで、1年の使用に耐えられるものであること。